

### 3. 議会関係

(16) 懲罰処分に関する争訟の状況に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	処分年月日	懲罰の種類	処分の理由	審決申請 年月日	審 決 年月日	審決要旨	出訴年月日 及び裁判所名	判 決 年月日	判決の要旨	執行停止 年月日
神奈川県	湯河原町	H27.12.7	除名	正当な理由なく議会を欠席し、再三にわたる出席要求に応じなかったため。	H27.12.14	審理中					
鳥取県	倉吉市	H26.6.24	出席停止	議会運営委員会の決定に従わず、議長の勧告にも応じないことは、議会軽視であると同時に品位の保持に反するため。	H26.7.10	H26.11.25	審決申請を却下				
山口県	岩国市	H26.6.16 懲罰特別 委員会 H26.6.23 本会議	陳謝	平成26年6月12日の本会議一般質問中、議事進行の発言において、地方自治法第129条第1項の規定に基づく議長からの発言の制止があつたにもかかわらず、これに従わず、持論を述べ続けようとしたことによる。	H26.7.8	H26.8.26	審決申請を却下				
計	3団体				3件			0件			0件